

日本における禁煙・分煙・防煙の歩みは、第二次世界大戦後の「事業用自動車内の禁煙表示・禁煙表示のある車内における喫煙の禁止・乗務員の喫煙の制限」で始まりました。ここでは、その後の歩みに関して代表的なものを紹介します。

日本における第二次世界大戦後の禁煙の動きは、昭和（以下『S』）31年・「旅客自動車運送事業等運輸規則（旧・運輸省）」の事業用自動車内の禁煙表示・禁煙表示のある車内における喫煙の禁止・乗務員の喫煙の制限で始まりました。S40年には東京三鷹市で本庁舎喫煙室以外での禁煙が実施され、先駆的分煙の動きが始まりました。S51年の国鉄新幹線こだま号への禁煙車両（16号車）の導入は、分煙化運動が全国的に認知される先鞭でした。S53年には国民健康づくり運動の一環として厚生省の「喫煙場所の制限について（医務局国立病院課長・国立療養所課長通知）」による国立病院・療養所における分煙対策があり、国内線航空機、国鉄連絡船に禁煙席が設けられるようにもなりました。S55年には、東京地裁で新幹線の半数以上に禁煙車設置を求める嫌煙権訴訟が始まり、旧国鉄は新幹線ひかり号に禁煙車両を設けました。S56年には福岡市営地下鉄のホームの禁煙化、続く名古屋市営地下鉄の構内禁煙（S60）、JR山手線2駅終日禁煙モデル（S62）と防煙が普及しました。S63年には禁煙タクシー認可も行われました。その間、

S59年に厚生省医務局長通達「医療機関におけるたばこの煙の配慮について」で、全ての医療機関における分煙対策指導があり、大手百貨店の食堂に禁煙席が設けられた経緯があります。平成（以下『H』）2年には東京都で分煙庁舎、日本航空の2時間以内の16路線が完全禁煙になり、防煙が進みました。H4年に禁煙週間（5/31-6/6）が設置、H5年にJR東日本が首都圏全駅分煙、H6年にJR西日本が全駅分煙となりました。H8年には厚生省保健医療局長通知「公共の場所における分煙のあり方について」、労働省「職場における分煙対策等検討会報告書」「職場における喫煙対策のためのガイドライン」、東京都「都立施設分煙化計画」（H12年までに）などが出ています。さらに、H14年には東京千代田区で路上喫煙禁止条例が施行され、分煙・受動喫煙の防止が益々浸透しつつあります。なお、第二次世界大戦前は、大正時代に根本3法（キリスト教矯風会の思想に基づく社会・文化運動）により未成年者の禁煙について提案がされています。

年 表

1900年	「未成年者喫煙禁止法」（警察庁）、「鉄道営業法」で鉄道での喫煙禁止場所及び車内喫煙の罰則（鉄道省）
1923年	「軌道運輸規定」で市街地運行の客車内での喫煙禁止（鉄道省）
1949年	「海上運送法施行規則」で旅客船内の喫煙禁止場所（運輸省）
1956年	「旅客自動車運送事業等運輸規則」で事業用自動車内の禁煙表示、車内喫煙禁止、乗務員の喫煙制限（運輸省）
1965年	東京三鷹市が本庁舎喫煙室以外での禁煙
1976年	国鉄新幹線こだま号に禁煙車両（16号車）
1978年	「喫煙場所の制限について（厚生省医務局国立病院課長・国立療養所課長通知）」により国立病院・療養所における分煙対策 国内線航空機、国鉄連絡船に禁煙席
1980年	東京地裁で嫌煙権訴訟（新幹線に半数以上の禁煙車設置を求める）国鉄新幹線ひかり号に禁煙車両
1981年	福岡市営地下鉄がホーム禁煙
1982年	国鉄特急列車の大部分にも禁煙車両
1984年	「医療機関におけるたばこの煙の配慮について（厚生省医務局長通知）」で全ての医療機関における分煙対策を指導 大手百貨店食堂に禁煙席
1985年	名古屋市営地下鉄が構内禁煙
1987年	J R山手線 2 駅が終日禁煙
1988年	禁煙タクシーの認可（運輸省）
1990年	東京都が分煙庁舎、福岡高裁・地裁でも分煙庁舎 日本航空の2時間以内の16路線が全席禁煙
1992年	禁煙週間（5/31－6/6）が設置 J R西日本が本社ビルの禁煙化、J R山手線全駅分煙
1993年	J R東日本が首都圏全駅分煙
1996年	「公共の場所における分煙のあり方について（厚生省保健医療局長通知）」、「職場における分煙対策等検討会報告書（労働省）」「職場における喫煙対策のためのガイドライン（労働省）」 東京都が「都立施設分煙計画」（2000年までに）
2002年	東京千代田区に路上喫煙禁止条例
2003年	健康増進法施行（47項参照）